

堺市告示第426号

令和3年5月21日付け堺市告示第206号により告示した道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づく市道路線の区域決定及び供用開始に係る告示内容について一部誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和4年12月27日

堺市長 永藤英機

訂正内容				
訂 正 前	路線名	起 終 点 点	敷地の 幅員m	延長m
	南島18号線	(略)	5.94	(略)
			6.01	
	南島19号線	(略)	4.15	(略)
			6.35	
訂 正 後	路線名	起 終 点 点	敷地の 幅員m	延長m
	南島18号線	(略)	6.00	(略)
	南島19号線	(略)	6.00	(略)